相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市弥生町字西豊和一〇番地二、最後の住所愛知県豊橋市弥生町字西豊和一〇番地の二　九〇二

被相続人　亡　梅田　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二日

愛知県豊橋市白河町六一番地ターミナルプラザ八〇一号

相続財産管理人　弁護士　足立陽一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府守口市馬場町一丁目三一番地、最後の住所大阪府寝屋川市池田三丁目九番七―二〇三号

被相続人　亡　大橋　一博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二日

大阪市中央区本町三丁目五番七号御堂筋本町ビル二階

相続財産管理人弁護士　川上　確

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県庄原市山内町四九三番地、最後の住所広島市南区霞一丁目五番一―二〇二号

被相続人　亡　山根惠美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二日

事務所広島市中区上八丁堀七番九―三〇一号

相続財産管理人　松原　佐江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐南区安古市町大字長楽寺三三番地、最後の住所広島市安佐南区東原二丁目一四番二七号

被相続人　亡　冨士川龍郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二日

事務所広島市安佐南区古市一丁目三八番二七―二〇一号

相続財産管理人　司法書士　沖野　孝史

公示送達

余市都市計画事業余市町黒川第一土地区画整理事業において、左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による換地処分の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により書類の送付にかえて当該通知の内容を左記のとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　小樽市花園四丁目一一番一〇号

氏名　福　光春

二　通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により余市都市計画事業余市町黒川第一土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分します。

（教示）

一　この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して六十日以内に北海道知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二　行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から六箇月以内に余市町黒川第一土地区画整理組合を被告として、取消訴訟を提起することができます。

なお、換地明細書、各筆各権利別清算金明細書及び換地図は省略し、それらを北海道余市郡余市町黒川町四三三番地四、余市町黒川第一土地区画整理組合事務所掲示場において掲示する。

平成二十三年九月二日

北海道余市郡余市町黒川町四三三番地四

余市町黒川第一土地区画整理組合

理事長　篠原　了司

平成二十三年九月二日

閉鎖登記簿上の本店東京都杉並区和田三丁目五一番一号の四〇三

株式会社システムオフィス

東京都墨田区江東橋三丁目九番七号国宝ビル六階東京東部法律事務所

清算人　高木　一昌

債権申出の催告

当社に対する東京地方裁判所平成二十三年（ヒ）第一一〇号事件により、平成二十三年五月二十日、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がならないときは清算から除斥します。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年９月２日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①川上建設株式会社　②北海道知事石狩(12)第919号　③代表取締役　川上堯　④札幌市西区西町南14丁目３番１号　川上建設株式会社代表取締役　川上堯

①有限会社エー・ダブリュ・スリー　②東京都知事(2)84488　③取締役　桃原要　④東京都千代田区内幸町一丁目５番２号　有限会社エー・ダブリュ・スリー　取締役　海東浩

①三倖建設株式会社　②静岡県知事(7)第5595号　③代表取締役　古賀敏雄　④静岡市葵区古庄５丁目10番29号　三倖建設株式会社　代表取締役　古賀敏雄

①足立建設株式会社　②愛知県知事(1)19844　③代表取締役　足立克也　④愛知県名古屋市昭和区駒方町四丁目24番地　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県名古屋市昭和区駒方町四丁目24番地　足立建設株式会社　代表取締役　足立克也

①株式会社ミニミニ　②国土交通大臣(35631　③代表取締役　大原輝之　④廃止した従たる事務所広島駅北口店　広島県広島市東区若草町14―27　木村ビル１Ｆ　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区港南二丁目５番３号　株式会社ミニミニ　代表取締役　大原輝之

①株式会社ミニミニ　②国土交通大臣(35631　③代表取締役　大原輝之　④廃止した従たる事務所横川店　広島県広島市西区横川町３―10―24　シャンボール横川１Ｆ　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区港南二丁目５番３号　株式会社ミニミニ　代表取締役　大原輝之